

# 仕 様 書

## 1 委託業務名

令和5年度「生活文化調査研究事業」委託業務

## 2 事業の目的

平成29年度から、生活文化及び国民娯楽（以下「生活文化等」という。）に関する調査事業を実施し、各分野の実態把握等を行ってきた。令和3年度は煎茶道、香道、和装、礼法、盆栽、錦鯉の各分野について横断的な把握を行い、令和4年度は引き続き当該6分野についてWEBアンケート調査による国民の意識調査等を実施した。

令和5年度は、当該6分野の団体や教室等へのアンケート調査による実態把握、統計データ等の収集による市場調査を行うとともに、令和3・4年度に実施した当該6分野の調査研究内容を分野毎に1冊の報告書にまとめ、今後の生活文化に関する政策立案の基礎資料の作成を行うことを目的とする。

## 3 委託業務の概要

煎茶道、香道、和装、礼法、盆栽、錦鯉の各分野について、分野の実情の把握を目的とした、団体及び教室等アンケート調査を実施する。あわせて、公表されている統計データやヒアリング等により用具・原材料の需要、供給の状況や流通等の調査を行う。

また、調査内容の検討、調査の実施及び調査結果の分析やまとめを行うにあたっては、有識者会議を開催し、調査内容等について助言や提言等を受け、内容の充実を図るとともに、それらを踏まえて調査結果を報告書としてまとめる。

## 4 業務内容の詳細

### (1) 煎茶道、香道、和装、礼法、盆栽、錦鯉分野の団体・教室等へのアンケート調査の実施、回収、集計及び分析

下記の①～③の点に注意し、上記の6分野に関係する団体等（団体、流派及び教室）に対して、活動実態や前の世代から受け継ぎ、次世代へ継承する内容（特に無形の文化的所産）の把握を目的とした、アンケート調査を行うこと。なお、本調査にあたっては（3）に掲げる有識者会議を経て、調査項目などを決定したのち、調査を実施すること。

- ① 受託者は以下の目安に基づき6分野に関係する団体等を抽出し、また、アンケート調査票（約15～20項目程度）を作成すること。

（各分野の団体数（流派・教室等）の目安）

煎茶道：	団体等	80 団体	教 室	300 教室
香 道：	団体等	30 団体	教 室	100 教室
和 装：	団体等	40 団体	教 室	200 教室
礼 法：	団体等	10 団体	教 室	60 教室

盆栽	： 団体等 10 団体	盆栽園	400 園
錦鯉	： 団体等 2 団体	養鯉場	300 軒

- ・アンケート調査は、団体の代表・所在地・活動実態・当該分野における無形の文化的所産に対する考え方や継承方法、それらに関する現状の課題点、新型コロナウイルス感染症による活動への影響等、団体の具体的な実態の把握を目的としたものとし、調査票は受託者が作成の上実施すること。
- ・また、アンケート調査は、本調査研究事業の趣旨及び令和2年度に実施した生活文化調査研究事業のアンケート調査の内容や手法等を踏まえることとし、本事業の企画提案書においては、調査票の項目について提案を行うこと。
- ・なお、調査票の作成の際、以下に掲げる各分野の横断的団体や主たる団体・流派に対して、設問内容に関する確認やアンケート協力依頼を目的とした事前ヒアリング等を実施し、より効果的な調査が行えるよう工夫すること。なお、ヒアリングは対面での実施を基本とするが、必要に応じてリモートでの実施も想定しておくこと。

(各分野におけるヒアリング対象とする団体等について)

煎茶道	： 1 団体程度 (所在地：京都府宇治市)
香道	： 1 団体程度 (所在地：奈良県奈良市)
和装	： 3 団体程度 (所在地：いずれも京都府京都市)
礼法	： 2 団体程度 (所在地：東京都新宿区、東京都世田谷区)
盆栽	： 2 団体程度 (所在地：東京都台東区)
錦鯉	： 1 団体程度 (所在地：新潟県小千谷市)

- ② (3) に掲げる有識者会議等を経て、調査票の内容を決定し、アンケート調査を実施すること。また、十分な回答期間を設定し、その調査票を回収、集計及び分析すること。
- ・調査票、調査方法、配布先等は文化庁の最終確認を経て、①の団体等に配布すること。
  - ・十分な回答時間が得られるよう、配慮すること。
  - ・調査票の回収率を上げるよう回収に努めること。また、回収したアンケートの回答内容に不明な点がある場合は、電話等による確認を行う等、調査内容の精度を上げるよう努めること。なお、アンケート項目にない団体等へのヒアリングは慎むこと。
  - ・アンケート調査実施後、調査結果について集計及び分析を行うこと。また、その結果についてそれぞれ文章や図表にまとめ、(3)の有識者会議に諮る資料を作成すること。
- ③ アンケート調査の実施、回収、集計、分析にあたっては、文化庁担当官と随時協議し進めること。

## (2) 煎茶道、香道、和装、礼法、盆栽、錦鯉分野の関する用具・原材料の現状把握調査

下記の①～④の点に注意し、上記に掲げた6分野について、用具や原材料に関する需要供給の現状や課題の有無、市場での流通状況 (以下「用具・原材料調査」という。)について、既存

の統計調査や関係者へのヒアリングなどを通じて、データを収集し、グラフや文章を用いて(5)の報告書内で端的にまとめること。

- ① 調査内容は、各分野における用具や原材料の需要、供給の状況や流通規模等を対象とし、これらの情報について総務省統計局の統計データをはじめとして、民間の調査会社等が実施している市場調査データ等も用いて、可能な限り網羅的に情報を収集し、とりまとめを行うこと。

以下に掲げるデータは、調査会社が行っている市場調査に関する調査結果の一例である。このようなデータについても、文化庁と相談の上、必要に応じて本委託費において購入を可能とする。ただし、本委託事業終了後は、本委託費で購入した書籍やデータ等は全て文化庁に提供するものとする。

- ・『きもの産業年鑑』 矢野経済研究所
- ・『お稽古・習い事サービス市場徹底調査』 矢野経済研究所
- ・『第14次 業種別審査事典』(全10巻) 一般社団法人金融財政事情研究会

- ② ①で行う統計調査等のデータ収集と並行して、用具や原材料の需要、供給の状況や流通について把握している主たる団体へのヒアリングを実施し、それらの状況の把握を行うこと。

下記は、各分野で使用される用具・原材料の例である。以下の用具・原材料調査を実施すると想定して調査内容や手法等の提案を行うこと。なお、各分野の用具・原材料について、下記以外で重要と考えられる候補がある場合は、企画提案書において提案を行うこと。

**煎茶道** 用具：棚、涼炉、ポーフラ、急須、茶碗  
原材料：炭（煎茶炭）

**香道** 用具：聞香炉、香炭団、銀葉、盤物  
原材料：香木（沈香・白檀）

**和装** 用具：長着、帯、下着、小物、上着、足袋、履物、着付け補助具

**礼法** 用具：水引

**盆栽** 用具：盆器、卓、鉢（盆栽用）、じょうろ（盆栽用）  
原材料：盆栽苗、盆栽用土

**錦鯉** 用具：飼育環境に関する設備（濾過装置、循環装置、プラ池等）

- ③ 上記の用具・原材料調査に当たっては、(3)の有識者会議において調査先及びヒアリング内容等を諮った上で調査を行うこと。また調査の結果を文章にまとめ、改めて(3)の有識者会議に諮ること。
- ④ 用具・原材料調査の実施にあたっては、文化庁担当官と随時協議し進めること。

### (3) 有識者会議の実施と調査結果の分析

下記の①～⑤の点に注意し、団体等へのアンケート調査や用具・原材料調査に関する確認や助言等を求めるための有識者会議の運営を行うこと。また、有識者会議での意見などを踏まえた上で、調査結果の分析やとりまとめを行うこと。

- ① 本委託事業で対象とする分野について専門的な知見を有する者で且つ各分野における特定の流派や団体等に偏らない中立的な立場の有識者を、分野毎に2名ずつ提案すること。なお、有識者については、文化庁との協議の上決定することとする。
- ② 有識者会議は、分野毎に3回開催すること（6分野×3＝18回。1回2時間を想定）。実際の議事内容の設定や資料作成は文化庁と協議の上、開催すること。有識者会議は非公開とする。なお、有識者会議の議事録作成（外注）の経費計上は認めないため、出席した受託者が要点をまとめること。
- ③ 有識者会議は、オンライン会議も可能とする。
- ④ 有識者の委嘱手続き、有識者会議の日程調整や有識者への各種連絡、議事資料や議事録の作成、旅費の支払い等、有識者会議に係る業務は受託者が行うこと。
- ⑤ 業務完了日を見据え、適切な時期に計画的、効率的な会議を運営できるよう、進捗報告、管理は適切に行うこと。

### (4) 報告書の作成

下記の①～③の点に注意して報告書を作成すること。

- ① 令和3～5年度に実施した6分野の調査研究結果について、公表を前提に分野毎にまとめ、分野毎に冊子にすること。また、構成案やページ数については、令和2年度に実施した「生活文化調査研究事業」の報告書内容を参考として提案を行うこと。なお、令和3年度、令和4年度の調査結果（約500ページ）については、文化庁HPを参照すること。（加工用データは後日文化庁から受託者に提供する。）
- ② 調査報告書のとりまとめに際しては、文化庁担当官と随時協議し進めること。
- ③ 調査報告書作成、編集などに係る諸費用、印刷及び製本などに係る諸費用等を含めて一切の業務が本委託業務に含まれる。

#### <参考資料>

参考 URL 平成29年度 生活文化等実態把握調査事業報告書（再掲）

[http://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/seikatsubunkato\\_jittai/index.html](http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/seikatsubunkato_jittai/index.html)

参考 URL 平成30年度 生活文化調査研究事業報告書

[http://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/seikatsubunka\\_chosa/index.html](http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/seikatsubunka_chosa/index.html)

参考 URL 令和元年度 生活文化調査研究事業報告書

[http://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/seikatsubunka\\_chosa/index.html](http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/seikatsubunka_chosa/index.html)

参考 URL 令和2年度 生活文化調査研究事業報告書

[http://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/seikatsubunka\\_chosa/index.html](http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/seikatsubunka_chosa/index.html)

参考 URL 令和4年度 生活文化調査研究事業報告書（令和3・4年度調査の暫定版）

[https://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/seikatsubunka\\_chosa/93860001.html](https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/seikatsubunka_chosa/93860001.html)

## 一本委託事業に当たっての注意点

「文化庁委託業務の事務処理について」(URL: <https://www.bunka.go.jp/qa/itaku.html>)に掲載されている「経費計上の留意事項等」(URL: [https://www.bunka.go.jp/qa/pdf/2021121701\\_07.pdf](https://www.bunka.go.jp/qa/pdf/2021121701_07.pdf))及び「額の確定時の経費を精査するにあたっての留意事項等」(URL: [https://www.bunka.go.jp/qa/pdf/2021121701\\_08.pdf](https://www.bunka.go.jp/qa/pdf/2021121701_08.pdf))にあるように、業務に不必要な経費の支出及び妥当性のない金額は認めない。

また、委託契約の目的を達成するために付随して必要となる印刷等の軽微な請負業務等を外部発注することは可能だが、本事業を行う上で過剰と見做される業務(担当者打合せ等における音声データの文字起こしや調査報告書のデザインの外注など)は、効率的な執行の観点から、対象外経費として扱う予定であるので、その点を留意の上、経費計上を行うこと。

## 5 委託業務期間

契約締結日から令和6年2月29日まで

## 6 成果物の提出

### (1) 成果物

- ・ 報告書(50冊(製本)×6分野。それぞれA4版・両面カラー刷り。)

※報告書の電子データ(PDF及びWORD形式)(CD-ROMまたはE-mail)と合わせて、(1)～(3)で収集を行った各種データも納入すること。

### (2) 納入期限

令和6年2月29日(木)

※上記期限は、納入後10日以内に文化庁が行う検収に合格する期限である。

### (3) 納入場所

〒602-8959 京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番4

文化庁 参事官(生活文化創造担当)付 生活文化振興担当

電話: (075)-451-9573

## 7 事業規模

事業規模は、15,000千円程度とする。

## 8 応札者に求める要求要件

### (1) 要求要件の概要

- ① 本委託業務に係る応札者に求める要求要件は、下記(2)要求要件の詳細に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。

- ③ 「\*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「生活文化調査研究事業技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「令和5年度『生活文化調査研究事業』委託業務」総合評価基準に基づくものとする。

## (2) 要求要件の詳細

### I 業務の実施方針

#### 1-1 業務の全体的な内容の妥当性

- \* 1-1-1 仕様書記載の業務が全て提案され、本委託業務の目的・趣旨を踏まえた内容になっていること。
- \* 1-1-2 調査研究に必要な分析や課題設定の観点が妥当であること。

#### 1-2 調査内容・方法の妥当性、独創性

- \* 1-2-1 調査内容・調査手法が具体的かつ明確に示されており、妥当であること。  
〔提案された調査内容等に事業の成果を高めるための適切な工夫がされていれば加点評価する。〕
- \* 1-2-2 調査結果の抽出・分析手法が具体的かつ明確に示されており、妥当であること。  
〔提案された分析手法に事業の成果を高めるための適切な工夫がされていれば加点評価する。〕

#### 1-3 作業計画の妥当性、独創性

- \* 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。  
〔提案された作業計画等に、調査をより円滑に進める適切な工夫がされていれば加点評価する。〕

#### 1-4 有識者の妥当性

- \* 1-4-1 仕様書の内容をふまえて有識者の提案が行われていること。  
〔専門性が高い有識者候補が提案されていれば加点評価する。〕

### II 組織の経験・能力

#### 2-1 組織の調査業務の経験

- \* 2-1-1 組織として、過去に類似の調査や関連分野の調査を実施した実績があること。  
〔生活文化や伝統文化の調査実績があれば加点評価する。〕

#### 2-2 組織の調査事業の実施能力

- \* 2-2-1 業務を遂行するにあたり、妥当な人員が確保されていること。  
〔人員体制に効率性・妥当性があれば、加点評価する。〕
- \* 2-2-1 組織として業務を遂行するために、必要な知見・情報収集能力及び分析能力を有していること。  
〔幅広い知見・人的ネットワーク、優れた情報収集能力や分析能力を有し、的確かつ速やかな分析が可能であれば加点評価する。〕
- \* 2-2-3 業務を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

## 2-3 調査業務に当たってのバックアップ体制

2-3-1 円滑な業務遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点評価する。

## III 業務従事予定者の経験・能力

### 3-1 業務従事予定者の調査業務の経験

\* 3-1-1 過去に類似の調査や関連分野の調査を実施した実績があること。

[生活文化や伝統文化の調査実績があれば加点評価する。]

### 3-2 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性

\* 3-2-1 調査を実施するうえで必要な専門的な知識・知見を有する者を人員として配置していること。

[配置する専門的な人材の専門性と業務経験の内容に応じて加点評価する。]

## IV ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

### 4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）であること。

○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。

※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

## V 賃上げを実施する企業に関する指標

### 5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する。（いずれかを応札者が選択するものとする）

5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業においては3%以上、中小企業※2等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業においては3%以上、中小企業※2等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※3 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

## 9 検収

文化庁は、受託者が納入した納入品につき、仕様書記載事項が満たされていることを、文化庁、受託者双方の立会いのもとで確認したことをもって検収とする。

## 10 守秘業務

受託者は、本委託業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受託者は、本委託業務にかかわる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本委託業務以外に使用しないこと。

再委託をする場合にあっては、受託者は、再委託先に対しても上記と同様の措置を講じるものとする。

## 11 届出義務

受託者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定等、技術提案書に記載した事項について、認定の取消等によって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに文化庁に届け出ること。

## 12 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・5-1-2の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1の場合は「合計額」と、5-1-2の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。



なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

### 1 3 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

### 1 4 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

### 1 5 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文化庁と適宜協議を行うものとする。

### 1 6 その他

- (1) 本委託業務の実施にあたっては、契約書、本仕様書、企画提案書のほか、委託要項及び文化庁委託業務実施要領 (<http://www.bunka.go.jp/qa/itaku.html>) を遵守すること。
- (2) 報告書の提出後に受託機関の責任による誤り等が判明した場合には、当庁の指定する日時までに修正するものとする。
- (3) 提出した報告書の記述に関し、即時説明できる体制を整えること。
- (4) 予算執行上、全ての支出には領収書等の厳格な証明書が必要であり、支出額、支出内容が適切か否かについても、委託費支払いに際して厳格に審査され、これを満たさない場合は当該委託費の支払いが行えないため、厳格な経理処理が必要であることを前提として調査研究の受託可否を検討すること。
- (5) 委託契約事務は、会計法等、国の予算執行に係る諸法令に基づき、文化庁が行う。